

国土交通省航空保安防災職員の採用について

1. 業務概要

国家公務員として、国が管理する空港において、ハイジャックやテロ等の防止対策業務、空港制限区域等の警備業務、航空機事故等に対する消火救難業務に関する企画・立案業務及び請負事業者に対する指導監督などの業務に従事します。

なお、羽田空港においては、直接消火救難業務にも従事します。

また、国土交通省航空局（霞ヶ関）や地方航空局（東京・大阪）においても、航空保安防災業務に関する企画・立案業務に従事します。

2. 勤務場所

- ・新千歳空港事務所（北海道千歳市美々新千歳空港内）
- ・東京空港事務所（東京都大田区羽田空港3-3-1）
- ・那覇空港事務所（沖縄県那覇市安次嶺531-3）

※ 国家公務員として採用され、上記空港において、概ね一年程度の実務経験を経た後に、全国の国が管理する空港や国土交通省航空局、地方航空局、空港保安防災教育訓練センター（長崎）へ配属されます。

3. 応募資格及び学歴

- ・学歴 …… 高等学校卒業以上の学歴を有する者又は高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者並びに高等専門学校の第3学年の課程を修了した者等で高等学校卒業者と同等と認められる者
- ・資格 …… 現在、第一種大型免許を取得している者

4. 受験会場（第一次試験）

- ・東京会場（東京空港事務所・東京都大田区羽田空港3-3-1）
- ・大阪会場（航空保安大学校・大阪府泉佐野市りんくう往来南3-11）

5. 募集方法等

下記のとおり、応募書類を期限まで郵送により提出してください。

- ・平成30年12月11日（火）必着。（郵送先は、9. 書類提出先及び問い合わせ先を参照）
- ・応募提出書類等は市販の履歴書〔(A3判サイズ) 写真貼付（カラー）〕、写真1枚（履歴書添付と同サイズ）及び第一種大型免許（表面・裏面）の写し

6. 試験日程

- ・第一次試験

試験日 平成31年1月12日（土） 10:00～

※受付は、09:00～09:45の間（原則、受け付け終了後は入場不可）

試験科目 学力試験：（公務員としての必要な基礎的な能力についての筆記試験（高校卒業程度）・90分）

体力試験：（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび）

・第二次試験

試験日 平成31年1月31日(木)～平成31年2月1日(金)のうち指定する日

試験種目 人物試験：(人柄、对人的能力などについての個別面接)

※ 第二次試験の案内は、第一次試験合格者のみ、別途お知らせします。

7. 採用予定人数及び採用予定日

・採用人数・・・5名程度

・採用予定日・・・平成31年4月1日

8. 給与等：国家公務員給与法等に基づきます。

9. 書類提出先及び問い合わせ先

(1) 東京会場

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15

国土交通省 東京航空局 安全企画・保安対策課「航空保安防災職員採用試験応募」

問い合わせ先 採用担当 山下(やました)

電話番号：03-5275-9316

問い合わせ時間：平日の9時30分から17時45分

(2) 大阪会場

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館

国土交通省 大阪航空局 安全企画・保安対策課「航空保安防災職員採用試験応募」

問い合わせ先 採用担当 友利(ともり)

電話番号：06-6949-6212

問い合わせ時間：平日の9時30分から17時45分

10. 職場訪問

(1) 対象者

国土交通省航空保安防災職員の採用試験を受験される方で、業務概要説明等を希望する者

(2) お申し込み方法

応募書類を提出後に、「9. 書類提出先及び問い合わせ先」の担当者へ平成30年12月13日(木)までに電話でお申し込み下さい。

職場訪問に関する事項は、書類審査後(12月14日以降)に別途通知致します。

※旅費等は個人手配および負担となります

(3) 職場訪問の趣旨

採用試験を受験される方々へ、事前に仕事の内容を理解いただけるよう実施するもので、資料により説明を約1時間程度行います。(施設見学等の実施はありません)

なお、職場訪問を希望される場合は、以下の対象空港から選択していただき、申込時に連絡願います。

(4) 対象空港

- ・新千歳空港 平成30年12月25日(火) 13:30~1時間程度
- ・東京国際空港 平成30年12月25日(火) 13:30~1時間程度
- ・福岡空港 平成30年12月25日(火) 13:30~1時間程度
- ・鹿児島空港 平成30年12月26日(水) 13:30~1時間程度
- ・那覇空港 平成30年12月27日(木) 13:30~1時間程度

11. その他

(1) この試験を受けられない者

○日本の国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 応募書類は可否の結果によらずお返しできません。

(3) 採用予定日についての要望等はお受けできません。

(4) 個人情報については、個人情報保護法に基づき適切な管理をおこないます。